

2026年3月期(第48期)定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「貸借対照表」
 - 「損益計算書」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- 連結計算書類に係る会計監査報告書謄本
- 計算書類に係る会計監査報告書謄本
- 監査役会の監査報告書謄本

第48期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社 **ハークスレイ**

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第6回新株予約権	第7回新株予約権		
発行決議日		2024年1月29日	2024年10月8日		
新株予約権の数		530個	260個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 53,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 26,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり93,800円 (1株あたり938円)	新株予約権1個あたり77,900円 (1株あたり779円)		
権利行使期間		2026年1月30日から 2028年1月29日まで	2026年10月9日から 2028年10月8日まで		
行使の条件		(注) 1・2・3	(注) 1・2・3		
役員 の 保有 状況	取締役(注) 4	新株予約権の数	100個	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	10,000株	目的となる株式数	10,000株
	監査役	保有者数	1人	保有者数	1人
		新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一人	保有者数	一人

(注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の使用人の地位にある事を要する。ただし、当社の使用人を定年退職または会社都合による退職、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

3. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 取締役のうち、社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

なお、各回保有者が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

- ① 名称 協立監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、協立監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任、又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任、又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

<内部統制システムの基本方針>

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念や役員執務規程のもと、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理・秘密保持規程、内部者取引防止規程に基づきその保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程において、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に沿ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、危機管理連絡協議会メンバー及び弁護士などを含む外部アドバイザーをもって迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細についての定めによるものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るとともに、必要に応じて各担当部署において規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

⑥ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社及び関連会社（以下「グループ会社」といいます）において、当社グループ経営に重大な影響を与える事態が発生した場合又はそのおそれがある場合の対策組織の編成方法を整備し、有事の対応を迅速に行うことで、損害・影響が最小となるよう努めます。

イ. グループ会社の経営における自主自立を尊重しつつ、一方でグループ全体の連帯性の強化も図ることによって、グループ全体の拡大発展が遂げられるようグループ会社管理規程を定めます。その上で、グループ会社運営のための指導にあたります。

ウ. グループ会社の取締役等の職務執行に係る事項が、随時当社に報告されるよう、グループ会社管理規程に基づいて、重要事項について子会社に決裁や報告を求めます。

エ. グループ会社の取締役や使用人等が、グループ会社における法令・定款違反行為を発見した場合には、社内通報先である当社内部監査室や、社外通報先である弁護士事務所に相談・通報できる内部通報制度を設けて運用しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より求めがあれば、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事し、その者の評価は監査役が行い任命、解任、人事異動、賃金などの改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求めたり、内部監査

室に調査を要請することができるものとする。監査役に法令違反行為などを通報又は相談をする報告者が不利な取扱いを受けないよう運用することとする。監査役職務に関する費用請求に対し、明らかにその職務執行に必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担し速やかに前払い又は償還に応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制推進委員会を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及びグループ各社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

反社会的勢力への対応については、危機管理規程に基づき、総務部を本件に関し統括を行う部署と定め、情報を一元化し迅速に的確な対応をするとともに、弁護士、警察官と連携し、組織的に対応を行うことができる体制を整備する。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、問題点が認識された場合には是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

内部監査部門は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、当事業年度の内部監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、内部監査部門は、財務報告に係る内部統制についての内部統制評価手続を併せて実施しております。

グループ会社の管理につきましては、「グループ会社管理規程」、「取締役会規程」及び「職務権限および決裁手続規程」に基づき、グループ各社から、その業務執行について当社の取締役会、所管部門に対する報告を受け決裁を実施しております。

取締役会は、当事業年度に17回開催し重要な意思決定を行うとともに、各取締役の事業計画の遂行状況やその他の業務執行状況の監督を実施しております。

監査役会は、当事業年度に8回開催し各監査役は監査に関する報告を行うとともに活発な議論を行っております。また、監査役は取締役会や重要な会議に出席し、代表取締役をはじめとする各取締役、重要な使用人、会計監査人との間で情報交換を行うことで取締役の職務の執行を監督し、内部統制の運用状況の確認を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,036	1,902	18,916	△380	24,475
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△530		△530
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,483		1,483
連結子会社の増資による 持分の増減		5			5
連結子会社株式の売却による 持分の増減			31		31
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	5	984	－	989
当 期 末 残 高	4,036	1,908	19,900	△380	25,464

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	176	176	4	6	24,662
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△530
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,483
連結子会社の増資による 持分の増減					5
連結子会社株式の売却による 持分の増減					31
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1	△1	3	158	160
当 期 変 動 額 合 計	△1	△1	3	158	1,150
当 期 末 残 高	174	174	7	165	25,812

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 16社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)ほっかほっか亭総本部、店舗流通ネット(株)、TRNシティパートナーズ(株)、(株)アサヒL&C、(株)味工房スイセン、(株)ファースト・メイト、稲葉ピーナツ(株)、(株)谷貝食品、(株)ホソヤコーポレーション
- ・連結範囲の変更 TRN Capital Management(株)は、2025年8月1日に当社の連結子会社である店舗流通ネット(株)を吸収合併存続会社とする吸収合併をおこない減少
Jリーフ(株)は、2026年3月31日に発行済株式のすべてを取得したことにより増加
- ・連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 (株)アサヒ・トーヨー、(株)ほっかほっかフーズ
- ・持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ほっかほっか亭京滋地区本部の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

イ. デリバティブ

時価法

ウ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品 主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、販売用不動産については、個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しており、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、一部の有形固定資産については、種類別の使用可能期間に基づく耐用年数とする定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

イ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ウ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ア. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、一般消費者を対象とした「中食事業」、店舗運営事業者を対象とした「店舗アセット&ソリューション事業」、事業会社を対象とした「物流・食品加工事業」の各種サービスを提供しております。これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- ア. 中食事業 加盟料収入については、加盟契約期間にわたり収益を認識しております。また、商品販売時に他社が運営するポイントを顧客に付与した場合には、当該他社に支払うポイント相当額を第三者のために回収する額として収益から控除した純額を収益として認識しております。
- イ. 店舗アセット&ソリューション事業 顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- ア. ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- イ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息
- ウ. ヘッジ方針 金融機関からの借入金の一部について、ヘッジ対象の金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。
- エ. ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 退職給付に係る会計処理の方法 連結子会社の退職給付について、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 当社グループは、確定給付型退職一時金制度、確定給付型企业年金制度及び確定拠出型企业年金制度と中小企業退職金共済制度を採用しております。

2. 未適用の会計基準等

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものがあります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券評価損」は27百万円であります。

4. 収益認識に関する注記

(1) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			計	その他 (注) 1	合計
	中食事業	店舗アセット &ソリューション事業	物流・食品 加工事業			
売上高						
一時点で移転される財	16,476	5,961	21,878	44,315	—	44,315
一定の期間にわたり移転される財	32	—	—	32	—	32
顧客との契約から生じる収益	16,508	5,961	21,878	44,348	—	44,348
その他の収益 (注) 4	24	8,042	12	8,079	—	8,079
外部顧客への売上高	16,533	14,003	21,890	52,427	—	52,427
セグメント間の内部売上高又は振替高	230	327	1,867	2,425	1,108	3,534
計	16,764	14,331	23,758	54,853	1,108	55,961
セグメント利益	320	2,228	835	3,383	1,108	4,492

	調整額 (注) 2	連結計算書類 計上額 (注) 3
売上高		
一時点で移転される財	—	44,315
一定の期間にわたり移転される財	—	32
顧客との契約から生じる収益	—	44,348
その他の収益 (注) 4	—	8,079
外部顧客への売上高	—	52,427
セグメント間の内部売上高又は振替高	△3,534	—
計	△3,534	52,427
セグメント利益	△1,434	3,057

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ支援事業であります。

2. セグメント利益の調整額△1,434百万円には、セグメント間取引消去216百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,650百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない親会社である当社管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸料収入等が含まれております。

(2) 契約負債の残高等

契約負債	当連結会計年度 (単位：百万円)
期首残高	89
期末残高	78

契約負債は、主に加盟契約期間にわたり収益を認識するフランチャイズ加盟店とのほっかほっか亭加盟契約に基づいて、顧客から受け取った5年間分の加盟料収入の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当期に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、持ち帰り弁当事業におけるフランチャイズ加盟契約に関するものであります。当該残存履行義務について加盟契約期間満了までの、今後1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

5. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に関する見積り

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

減 損 損 失	116百万円
有 形 固 定 資 産	25,086百万円
無 形 固 定 資 産	9,654百万円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、資産等について新たに減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	5,013百万円
土 地	8,360百万円
借 地 権	3,276百万円
商 品 及 び 製 品	5,531百万円
敷 金 保 証 金	3,925百万円
計	26,107百万円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	550百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,806百万円
長 期 借 入 金	22,488百万円
計	24,844百万円

上記②担保に係る債務「1年内返済予定の長期借入金」1,806百万円のうち、885百万円及び「長期借入金」22,488百万円のうち、6,326百万円に関しては、当社の保有する稲葉ピーナツ(株)及び(株)ホソヤコーポレーションの株式が担保に供されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

17,297百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
(株)ほっかほっか亭総本部(大阪府)	店舗(6店舗)	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他	87
店舗流通ネット(株)(東京都)	店舗(13店舗)	建物及び構築物 その他	29
合計			116

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っており、遊休資産については当該資産単独でグルーピングを行っております。

上記の資産については、投資の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度における減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物111百万円、その他4百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は零としております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	19,050千株	一千株	一千株	19,050千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	558千株	一千株	一千株	558千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 株主総会	普通株式	240百万円	13円	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	259百万円	14円	2025年9月30日	2025年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月22日 株主総会	普通株式	259百万円	14円	2026年3月31日	2026年6月23日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第6回新株予約権 普通株式 53,000株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に運用目的の株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、管理部門においてグループ全体の財務状況、資金繰りを把握し、健全な事業運営を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況などを把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社については、グループ全体で資金管理を行うとともに、子会社は同様に流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することなどにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	718	718	—
(2) 敷金及び保証金	4,993	4,314	△678
資産計	5,711	5,032	△678
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	28,458	28,429	△28
(2) 長期預り保証金	4,268	3,763	△504
負債計	32,726	32,193	△533

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式等(※1)	1,378
出資金(※2)	368

(※1) 非上場株式等については、市場価格がないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象としておりません。

(※2) 組合等出資金については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しています。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象に含めておりません。また、当連結会計年度末における組合等出資金に係る連結貸借対照表計上額の合計額は、368百万円であります。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
売掛金	3,749	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
長期借入金	3,233	2,872	2,643	2,377	4,315

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	718	—	—	718
資産計	718	—	—	718

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	4,314	—	4,314
資産計	—	4,314	—	4,314
長期借入金	—	28,429	—	28,429
長期預り保証金	—	3,763	—	3,763
負債計	—	32,193	—	32,193

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金は、償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用建物（土地を含む。）等を有しております。当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度末の時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
14,069	19,227

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額であります。その他の主な物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、期中に新規取得した物件については、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,386円58銭
 (2) 1株当たり当期純利益 80円24銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 企業結合等に関する注記

（取得による企業結合）

当社は、2026年2月27日開催の当社取締役会において、Jリーフ(株)（以下、「Jリーフ」といいます。）の発行済株式の全部を取得することを決議し、株式譲渡契約を、ENEOS SH 合同会社と締結いたしました。

企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
Jリーフ(株)	人工光型植物工場における野菜生産および販売

②企業結合を行った主な理由

当社は、成長戦略として「食品製造」、「冷凍食品製造」、「菓子製造」、「農産物・水産物・畜産物の生産・加工」他の事業領域を成長領域として掲げております。

このたび株式を取得するJリーフは、国内最大規模の完全人工光型植物工場（成田ファーム）を運営し、工場内では、植物の生長に必要な条件を最適に制御された清潔な環境下で日産3万株のリーフ系レタスを生産しております。

同社の株式取得（子会社化）により、気候変動や災害、生産者の高齢化などに左右されずに安定した量と高品質のレタスを首都圏を中心に供給し、食に関わる一連のバリューチェーンに新たなプロセスを付け加えることで、食料の生産、加工、物流および消費に関わる一連の活動をプロデュースする企業グループ（食のインテグレーション企業）として、付加価値を高め事業基盤を強固にし、競争力を向上してまいります。

③企業結合日

2026年3月31日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	656	流動負債	2,749
現金及び預金	507	短期借入金	1,000
売掛金	122	1年内返済予定の長期借入金	1,499
原材料及び貯蔵品	0	未払金	94
未収入金	1	未払費用	34
その他	25	未払法人税等	85
固定資産	21,778	預り金	1
有形固定資産	6,481	前受収益	15
建物	1,684	賞与引当金	19
構築物	9	固定負債	8,296
機械及び装置	25	長期借入金	8,206
車両運搬具	2	長期預り保証金	27
工具、器具及び備品	23	資産除去債務	6
土地	4,735	繰延税金負債	56
リース資産	0	負債合計	11,046
無形固定資産	1	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1	株主資本	11,213
投資その他の資産	15,295	資本金	4,036
投資有価証券	948	資本剰余金	1,850
関係会社株式	14,311	資本準備金	878
出資金	3	その他資本剰余金	972
敷金及び保証金	31	利益剰余金	5,699
その他	0	利益準備金	130
		その他利益剰余金	5,568
		別途積立金	2,190
		繰越利益剰余金	3,378
		自己株式	△373
		評価・換算差額等	167
		その他有価証券評価差額金	167
		新株予約権	7
		純資産合計	11,388
資産合計	22,435	負債純資産合計	22,435

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,482
売上原価	227
売上総利益	1,254
販売費及び一般管理費	842
営業利益	411
営業外収益	555
受取利息	1
受取配当金	199
投資有価証券売却益	133
雑収入	220
営業外費用	137
支払利息	135
雑損失	2
経常利益	829
特別損失	45
投資有価証券評価損	45
税引前当期純利益	784
法人税、住民税及び事業税	142
法人税等調整額	△5
当期純利益	647

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,036	878	972	1,850	130	2,190	3,231	5,552
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△499	△499
当 期 純 利 益							647	647
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	147	147
当 期 末 残 高	4,036	878	972	1,850	130	2,190	3,378	5,699

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△373	11,066	180	180	4	11,251
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△499				△499
当 期 純 利 益		647				647
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△13	△13	3	△10
当 期 変 動 額 合 計	-	147	△13	△13	3	137
当 期 末 残 高	△373	11,213	167	167	7	11,388

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～50年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

該当事項はありません。

2. 未適用の会計基準等

（リースに関する会計基準等）

連結注記表「2. 未適用の会計基準等」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	1,368百万円
土	地	3,583百万円
関係会社株式		9,975百万円
計		14,926百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	100百万円
1年内返済予定の長期借入金	995百万円
長期借入金	6,871百万円
計	7,866百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,156百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(株)味工房スイセン	50百万円
(株)アサヒL&C	500百万円
(株)ホソヤコーポレーション	3,200百万円
(株)アニー	70百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	126百万円
② 長期金銭債権	100百万円
③ 短期金銭債務	10百万円
④ 長期金銭債務	404百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,502百万円
売上高	1,402百万円
支払手数料その他の営業取引高	99百万円
営業取引以外の取引高	220百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	543,330株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8百万円
賞与引当金	6百万円
関係会社株式評価損	2,697百万円
減損損失	203百万円
資産除去債務	2百万円
その他	20百万円

繰延税金資産小計 2,937百万円

評価性引当額 Δ 2,916百万円

繰延税金資産合計 21百万円

繰延税金負債

資産除去債務 Δ 0百万円

有価証券評価差額金 Δ 76百万円

繰延税金負債合計 Δ 77百万円

繰延税金負債の純額 Δ 56百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	事業年度 末残高 (百万円)
			役員 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	㈱ほっかほっか亭 総本部	100.00	兼任2名	経営指導等 不動産賃貸 債務の保証	経営指導料 (注)1	191	売掛金	23
					事業用不動産の賃貸 (注)2	171	売掛金	18
	店舗流通ネット㈱	100.00	兼任4名	経営指導等 不動産賃借	経営指導料 (注)1	318	売掛金	25
					事務所の賃借 (注)2	20	前払費用	1
	㈱アサヒL&C	100.00	兼任3名	経営指導等 不動産賃貸	経営指導料 (注)1	59	売掛金	6
					物流センターの賃貸 (注)2	48	前受収益	4
					債務保証 (注)3	500	—	—
	稲葉ピーナツ㈱	100.00	兼任2名	経営指導等	経営指導料 (注)1	282	売掛金	27
	㈱ホソヤ コーポレーション	100.00	兼任3名	経営指導等	経営指導料 (注)1	163	売掛金	15
					債務保証 (注)3	3,200	—	—
㈱鹿兒島食品 サービス	100.00	兼任2名	経営指導等	金銭貸借	—	長期借入金	400	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、定められた料率を基に協議のうえ契約により決定しております。
2. 不動産賃貸価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 同社の銀行借入金に対する債務保証であり、取引金額は2026年3月31日現在の債務保証残高であります。なお、債務保証料は受領しておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 614円96銭
- (2) 1株当たり当期純利益 34円96銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月17日

株式会社ハークスレイ
取締役会 御中

協立監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 公江正典
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハークスレイの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハークスレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月17日

株式会社ハークスレイ
取締役会 御中

協立監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 公江正典
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハークスレイの2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社ハークスレイ監査役会

常勤監査役 米田 憲弘 ㊞
(社外監査役)

社外監査役 鈴鹿 良夫 ㊞

社外監査役 辻本 健二 ㊞